

## 事業者の皆様へのお知らせ

－発注者綱紀保持にご協力をお願い致します。－

国土交通行政につきましては、平素からご理解、ご協力いただきありがとうございます。北陸地方整備局における発注事務につきましては、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持に努めてまいりました。この度、さらに発注事務に対する国民の信頼を確保していくため「北陸地方整備局発注者綱紀保持委員会」を設置し、「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」を平成 18 年 11 月 7 日付けで施行いたしました。

事業者の皆様方におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、以下の措置の実施にご協力を頂きますようお願いいたします。

- ・各室内の執務用デスクへの立ち入りはご遠慮下さい。
- ・名刺は、所定の「名刺受」にお入れ下さい。
- ・御用の方は、各課入口でお申し出下さい。

また、平成 15 年 4 月に「公共事業の適切な執行について」で協力依頼をお願いしました「指名通知又は競争参加資格確認通知を受けてから入札を執行するまでの間は営業に関する面会はお断りする。」などの措置につきましても、引き続きご協力をお願いいたします。